

令和 7 年(2025 年)3 月 1 3 日

市内介護事業所 管理者 様

八王子市福祉部高齢者いきいき課

令和 7 年度介護職員等処遇改善加算の計画書等について（通知）

日頃より、八王子市の高齢者福祉に対しご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 7 年度介護職員等処遇改善加算の計画書等について、国（厚生労働省）より様式が示されましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1 「加算届」について

令和 7 年 4 月から新規に処遇改善加算を算定し始める場合は、届出が必要になります。

また、令和 6 年度現在、加算Ⅰ～Ⅳを算定している事業所で令和 7 年 4 月以降の加算区分を変更する場合も、届出が必要になります。区分を変更しない場合は、届出不要です。

	加算区分		届出の有無	提出期限
	令和 6 年度現在	令和 7 年 4 月以降		
新規に算定	なし	⇒ 加算Ⅰ～Ⅳ 【例：加算Ⅱ】	必要	令和 7 年(2025 年) 4 月 1 日(火)
区分変更あり	加算Ⅰ～Ⅳ 【例：加算Ⅱ】	⇒ 加算Ⅰ～Ⅳ 【例：加算Ⅰ】		
区分変更なし	加算Ⅰ～Ⅳ 【例：加算Ⅰ】	⇒ 加算Ⅰ～Ⅳ 【例：加算Ⅰ】	不要	—

(1) 必要書類

① 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書

※ 様式が新しいものに変更になりました。本市ホームページに掲載していますので、必ず、新様式を使用してください。

② 体制状況一覧表

(2) 掲載先

本市ホームページ

トップ > 事業者の方へ > 介護事業所・高齢者施設の開設・届出等 > 介護サービス・高齢者施設事業者の方へ > 参考様式集約等 > 加算様式一覧

<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/jigyosha/011/004/006/p004018.html>

(3) 提出期限及び提出方法

令和 7 年(2025 年) 4 月 1 日(火)(必着)

郵送または窓口（電子申請での受付は行っておりません。）

郵送先：〒192-8501 八王子市元本郷町 3 丁目 2 4 番 1 号

八王子市役所 福祉部高齢者いきいき課 事業者指定担当

2 「介護職員等処遇改善計画書」について

処遇改善加算の算定に当たっては、介護職員等処遇改善計画書を作成し提出する必要があります。

(1) 必要書類

介護職員等処遇改善加算 処遇改善計画書（令和7年度）【別紙様式2】

(2) 掲載先

本市ホームページ

トップ > 事業者の方へ > 介護事業所・高齢者施設の開設・届出等 > 事業者へのお知らせ
> 全サービス共通の通知等 > 介護職員等処遇改善加算について

<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/jigyosha/011/003/002/p014183.html>

(3) 提出期限及び提出方法

令和7年（2025年）4月15日（火）（期限厳守）

電子申請（原則）。本市ホームページの電子申請フォームから、ご提出をお願いします。

※ 電子申請のやり方については、本市ホームページに掲載されているパワーポイント資料をご参照ください。

※ 処遇改善計画書の Excel ファイル名には、「法人名」を記入してください。

3 注意事項

(1) 提出期限を過ぎた場合、対応ができませんので**必ず期限内にご提出ください。**

(2) 介護人材確保・職場環境改善等事業計画書（補助金の申請書）の提出先は、八王子市ではなく**東京都**です。**誤って八王子市に提出された場合でも、東京都へ転送等はいたしませんのでご注意ください。**

4 問い合わせ先

介護職員等処遇改善加算等 厚生労働省 コールセンター

電話番号：050-3733-0222【受付時間 9:00～18:00（土日・祝日含む）】

※ **制度の概要や提出書類の作成方法、介護人材確保・職場環境改善等事業の補助金申請等については、必ずこちらの窓口にお電話いただきますようお願いいたします。**

5 その他

厚生労働省のホームページに、制度の概要や処遇改善計画書についての説明が掲載されています。下記 URL より内容をご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/shogu-kaizen/>

担当

八王子市 福祉部 高齢者いきいき課

事業者指定担当

電話（居宅系）042-620-7452

（施設系）042-620-7294